

太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン

はじめに

菊池市は熊本県の北東部に位置し、阿蘇外輪山を源とする菊池川や合志川の恵みにより育まれた豊かな自然と、悠久の歴史・文化を背景とした多様な景観を有しています。

本市では、令和3年度に「菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例」を制定しており、一定要件以上の太陽光発電施設の設置については市の許可を受ける必要があります。

それを受けて、令和5年4月より太陽光発電施設を景観届出の対象となる工作物とし、国・県が推進するエネルギー政策と調和のとれた良好な景観形成を目指しています。

景観計画には、太陽光発電施設の設置にあたり、順守いただきたい景観形成の基準を定めていますが、定性的な記載が多く、設置者(事業者)との共通認識を持つことが難しい部分があります。

そこで、事業計画の策定にあたり、設置者(事業者)が周辺地域の計画保全への寄与等景観への配慮が行いやすいよう景観形成基準の内容をより具体的に示した「太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」を策定しました。



設置者(事業者)は、このガイドラインに沿って事業計画を進めることで、できる限り良好な景観への影響を回避・低減するための工夫や対策を講じることが望まれます。

菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例について

菊池市では太陽光発電施設の設置が防災、自然環境、生活環境及び景観に及ぼす影響に鑑み、太陽光施設の設置及び維持管理等に関し、その適正な実施のための必要な事項を定め、市民の生命及び財産の保護を図るとともに、良好な自然環境等を保全することを目的として「菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例」を制定しております。

この条例に基づき、一定要件以上の太陽光発電施設を設置する場合、条例に基づく許可が必要となります。

【適用範囲】

- ・発電出力50キロワット以上
- ・事業区域面積1,000㎡以上
- ・支柱型太陽光発電設備
- ・営農型太陽光発電設備

詳細については、市民環境部環境課(0968-25-7217)へお問い合わせください。

太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドラインの構成



配慮が望まれる景観

太陽光発電施設の設置に際しては、

- 山なみ、丘陵、河川、湖沼等自然景観
- 主要な眺望点からの眺望景観
- 史跡、名勝等歴史・文化的景観
- 棚田、果樹園、森林等農山村の田園風景等
- 市街地、住宅地等街なみ景観

これらの影響等が懸念されることから、設置者(事業者)ができる限り良好な景観への影響を回避・低減するための工夫や対策を講じることが望まれます。

景観法に基づく届出制度

景観上影響の大きい大規模な建築物・工作物等を事業者等が設置する場合に、景観法に基づき設定した景観形成基準(周辺の基調となる景観との調和を図る基準のこと)に適合するよう届出を行っていただくことで、良好な景観形成へ誘導を図るための制度です。

種 類	景観重点地区	市街地部 自然田園部	特定施設届出地区
届出対象行為	建築物、工作物等の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更する事となる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更を行う場合等		菊池市景観条例及び同施行規則で定める特定施設を設置する場合等
範 囲	指定された2地域	景観重点地区・特定施設届出地区を除く市内全域	指定された主要幹線道路の沿道の区域
規 模	全ての規模(届出不要の規模のものを除く)	景観上影響の大きい一定規模以上のもの	全ての規模(届出不要の規模のものを除く)

適用対象の範囲

本ガイドラインが対象とする太陽光発電施設とは、土地に自立して設置するものに適用します。

行為の種類	景観形成基準及び届出の種類
土地に自立して設置するもの	「工作物」の景観形成基準を適用
建築物の屋上・屋根等に設置するもの	「建築物」の景観形成基準を適用

土地に自立して設置する太陽光発電施設は、菊池市景観条例及び同施行規則により「工作物」として位置付けられており、工作物としての届出が必要です。

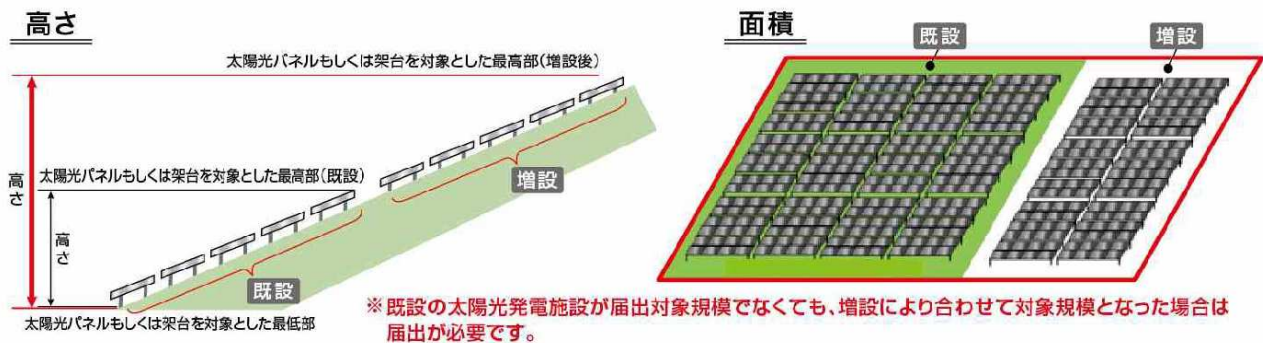
また、建築物の屋上・屋根等に設置するものは、建築設備にあたるため、建築物として取り扱います。

景観計画区域内における太陽光発電施設の届出対象行為の規模

景観計画区域内等における太陽光発電施設の届出対象規模については以下のとおりです。

区分等	届出対象行為の規模	
景観重点地区 特定施設届出地区	高さ	高さ1.5メートルを超えるもの
	面積	事業区域100平方メートルを超えるもの
市街地部	高さ	高さ(太陽電池モジュール及びその架台を含む工作物(当該工作物に係る事業と一体的に行われる事業の用に供する工作物であって、当該工作物に隣接し、又は近接するものを含む。)の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。)10メートルを超えるもの
	面積	その敷地の用に供する土地の面積(当該工作物に係る事業と一体的に行われる事業の用に供する工作物であって、当該工作物に隣接し、又は近接するものの敷地の用に供する土地の面積を含む。)500平方メートルを超えるもの
自然田園部	高さ	高さ(太陽電池モジュール及びその架台を含む工作物(当該工作物に係る事業と一体的に行われる事業の用に供する工作物であって、当該工作物に隣接し、又は近接するものを含む。)の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。)13メートルを超えるもの
	面積	その敷地の用に供する土地の面積(当該工作物に係る事業と一体的に行われる事業の用に供する工作物であって、当該工作物に隣接し、又は近接するものの敷地の用に供する土地の面積を含む。)1,000平方メートルを超えるもの

太陽光パネルを増設する場合の考え方（例）



景観形成基準

太陽光発電施設を設置される場合は、以下に記載のある景観形成基準に基づき、景観配慮をお願いします。

■ 景観形成基準

事項		基準
位置		・道路等の公共用地に接する敷地境界線から極力後退した位置とすること
外観	意匠	・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。
	色彩	・色彩は、周辺の景観との調和に配慮する事
	材料	・周辺の景観と調和するような材料を使用する事
敷地の緑化		・敷地内は極力緑化に務める事 ・既存の樹木がある場合には、修景に活かすよう配慮する事

良好な景観形成のための配慮事項(チェック項目)

(1)規模、配置、緑化等

①太陽光発電施設については、高さを抑え、周囲に設置する柵や植栽から突出しないようにすること。特に、景観重点地区及び特定施設届出地区においては、道路からの視点の移動を考慮し、2m以下となるよう高さを抑え、周辺からできるだけ見えないよう配慮すること。



②太陽電池モジュールは向きや傾斜を揃えるなど、統一感のある配置とすること。



③周辺の主要な道路や公園等の公共の場所から見える場所や民家等に隣接した場所に設置する場合は、できるだけ後退して配置するなどの工夫により、周辺景観や民家等への圧迫感の軽減、太陽光の反射の軽減などに配慮するとともに、植栽などの緩衝帯を設け直接見えないよう目隠しを行うなど、できるだけ目立たないようにすること。



④山頂や尾根線、丘陵地稜線、高台、傾斜地での設置は極力避けること。やむを得ず設置する場合は、太陽光発電施設が突出しないようにすること。(土地の形状に違和感を与えない)



⑤太陽光発電施設が、歴史的資源等に近接する場合は、太陽電池モジュールの配置の工夫や、植栽による修景など、人工物(土台や支柱を含む)の存在感を軽減させる工夫をすること。



(2)色彩、素材

⑥太陽電池モジュールの色彩は、フレーム、架台及び脚部等の付属施設も含め、全体として周辺の景観と調和した色彩とするとともに、周辺から視認可能な場合は周囲の景観と調和した色彩とすること。



⑦太陽電池モジュールは、低反射性のもの又は防眩処理を施したものを使用し、文字や絵・図等が描かれていないなど、模様が目立たないものを使用すること。



(3)その他

⑧架台、脚部については、仮設的な構造物を避けるなど、周辺景観との調和に配慮したものとすること。



■維持管理

太陽光発電施設(付属設備を含む)及び敷地については、「菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例」に基づき適切に維持管理し、時間的経過に伴う景観の悪化を防ぐよう務めること。

■景観法に基づく届出

景観法第16条第1項に基づく「届出書」の提出にあたり、できるだけ早い段階で事前相談を行うよう努めること。

【届出に関するお問合せ先】

菊池市役所建設部都市整備課都市整備係

TEL: 0968-25-7242 E-Mail: toshiseibi@city.kikuchi.lg.jp